

騒音規制法施行令別表2

〈除外規定〉

- ・国交省指定の低騒音型建設機械は除く。
- ・作業開始日に作業が終了するもの(23時に開始し、翌2時に終了するような場合は除外されない。)

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けておこなう作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

規制基準

	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	特定建設作業の場所の敷地境界線で85dB以下	
作業時間帯	午後7時～午前7時は 作業不可。	午後10時～午前6時は 作業不可。
1日の作業時間	1日10時間以内	1日14時間以内
	※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く	
作業期間	連続して6日以内(※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く)	
日曜休日の作業期間	作業不可 (※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く また、公共的な工事も除く)	

- 備考 第1号区域
- ・図面において緑色で着色した区域(第1種区域)
 - ・図面において黄色で着色した区域(第2種区域)
 - ・図面において桃色で着色した区域(第3種区域)
 - ・図面において青色で着色した区域(第4種区域)であつて、次に掲げる施設の周囲概ね80mの区域内
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - ハ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - ニ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

第2号区域 法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、第1号区域に掲げる区域以外の区域

振動規制法施行令別表2

〈除外規定〉

- ・国交省指定の低騒音型建設機械は除く。
- ・作業開始日に作業が終了するもの(23時に開始し、翌2時に終了するような場合は除外されない。)

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打機(圧入式くい打機を除く。)を使用する作業)
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

規制基準

	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	特定建設作業の場所の敷地境界線で75dB以下	
作業時間帯	午後7時～午前7時は 作業不可。	午後10時～午前6時は 作業不可。
1日の作業時間	1日10時間以内	1日14時間以内
	※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く	
作業期間	連続して6日以内(※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く)	
日曜休日の作業期間	作業不可 (※作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く また、公共的な工事も除く)	

- 備考 第1号区域
- ・図面において緑色で着色した区域(第1種区域)
 - ・図面において黄色で着色した区域(第2種区域)
 - ・図面において桃色で着色した区域(第2種区域)であつて、次に掲げる施設の周囲概ね80mの区域内
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ハ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
- ニ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ホ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

第2号区域 法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、第1号区域に掲げる区域以外の区域